

福岡市障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援（ICT 導入支援）事業補助金交付要綱

（通 則）

第1条 福岡市障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援（ICT 導入支援）事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目 的）

第2条 この補助金は、障がい福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務の効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障がい福祉サービスの提供等を維持するため、障がい福祉サービス事業者等が ICT を導入する際の経費を支援することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、国の「令和7年度（令和6年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」（以下「ICT 導入事業実施要綱」という。）に基づく「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」のうち「ICT の導入支援」を交付の対象とする。

（補助事業者）

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、総合支援法の規定による次の各号のいずれか（ただし、市税にかかる徴収金を滞納していない者に限る）に該当する者でなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。
なお、補助事業者は公募する。

- （1）指定療養介護事業者
- （2）指定障がい者支援施設事業者

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に対し、ICT 導入事業実施要綱によって算定された額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。

（暴力団の排除）

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）（以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- （1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- （2）法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- （3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または補助事業者に対し、当該申請者または当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、事業補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)(以下「適化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市長に報告しなければならない。

なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年度間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は事業完了後において補助事業者から補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助対象経費)

第 11 条 この要綱により交付された補助金は、第 3 条に掲げる事業に係る資金に充当するものとする。

(届 出)

第 12 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業実績報告書により遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。ただし、第 2 号及び第 3 号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を完了したとき
- (2) 事業を変更したとき
- (3) 前 2 号のほか申請内容に変更があったとき

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条第 1 号による事業完了の届出を受けた場合は、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に事業補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第 14 条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 第 9 条第 5 号の規定に反して財産の処分を行ったとき
- (4) 第 12 条の規定による届出の手続きを怠ったとき
- (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(調査または報告)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、または報告を求めることができるものとする。

(施行の細目)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。

福岡市障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援（介護ロボット導入支援）事業 補助金交付要綱

（通 則）

第1条 福岡市障がい福祉分野の介護テクノロジー導入支援（介護ロボット導入支援）事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「総合支援法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（目 的）

第2条 この補助金は、障がい福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務の効率化を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障がい福祉サービスの提供等を維持するため、障がい福祉サービス事業者等が介護ロボットを導入する際の経費を支援することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、国の「令和7年度（令和6年度からの繰越分）障害者総合支援事業費補助金（追加協議分）交付要綱」（以下「介護ロボット導入事業実施要綱」という。）に基づく「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」のうち「介護ロボット等の導入支援」を交付の対象とする。

（補助事業者）

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、総合支援法の規定による指定障がい者支援施設事業者（ただし、市税にかかる徴収金を滞納していない者に限る）でなければならない。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除く。

なお、補助事業者は公募する。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に対し、介護ロボット導入事業実施要綱によって算定された額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。

（暴力団の排除）

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）（以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

（1）暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

（2）法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの

（3）暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者または補助事業者に対し、当該申請者または当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、補助金交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、事業補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)(以下「適化法施行令」という。)第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または廃棄してはならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに、市長に報告しなければならない。

なお、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

- (9) 補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 5 年度間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または適化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は事業完了後において補助事業者から補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、その一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助対象経費)

第 11 条 この要綱により交付された補助金は、第 3 条に掲げる事業に係る資金に充当するものとする。

(届 出)

第 12 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業実績報告書により遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。ただし、第 2 号及び第 3 号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業を完了したとき
- (2) 事業を変更したとき
- (3) 前 2 号のほか申請内容に変更があったとき

(補助金の額の確定)

第 13 条 市長は、前条第 1 号による事業完了の届出を受けた場合は、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に事業補助金確定通知書により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第 14 条 市長は補助事業者が次の各号のいずれかに該当するものと認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、またはすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 第 9 条第 5 号の規定に反して財産の処分を行ったとき
- (4) 第 12 条の規定による届出の手続きを怠ったとき
- (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(調査または報告)

第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、または報告を求めることができるものとする。

(施行の細目)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって廃止する。